

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(四七四・都市計画課)……………1
- 道路の供用開始(四七五・道路課)……………1
- 建築基準法による道路位置の変更(四七六・山本地域振興局建設部)……………1

公告

- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………1
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………1

その他

○財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況公告……………1

告示

秋田県告示第四百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書
能代都市計画用途地域(日吉町・富町地区)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年九月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号	仙北市西木町西明寺字梨木台五二七番五から一〇二番四まで

二 供用開始の期日 平成十九年九月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月二十五日から同年十月九日まで

秋田県告示第四百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定する道路の位置を次のとおり変更したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月二十五日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	旧新別		道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	変更年月日
	新	旧				
秋田県能代市字鳥小屋五十五番地 村井政淳			能代市鳥小屋五十三番十の内、五十五番二十四の内、五十三番十一の内、五十三番十六の内	七十・四三メートル	四メートル×六メートル 六メートル×六・五メートル	平成十九年九月四日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、男鹿市払戸土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年九月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月二十五日

秋田県知事 寺田典城

そ の 他

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年九月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月二十五日

秋田県知事 寺田典城

地方自治法第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人道庁県会館から平成十八年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年九月二十五日

秋田県知事 寺田典城

1	建物共済事業	分担金その他収入	1,741,747,893円
		災害共済金その他支出	1,119,720,455円
		正味財産	22,047,368,964円
2	機械損害共済事業	分担金その他収入	556,919,880円
		災害共済金その他支出	242,009,797円
		正味財産	6,660,230,083円

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@matshbaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

